# 令和4(2022)年度第2回 伊丹市人権教育・啓発推進会議

【開催日時】 令和 4 年 (2022 年) 11 月 24 日 (木) 15 時 00 分~16 時 30 分

【開催場所】 伊丹市立人権啓発センター 大集会室

【出席委員】 金山委員、森田委員、波多江委員、奥村委員、喜島委員、池田委員、方委員、寺 岡委員、林委員 (9名出席)

### 【欠席委員】 平野委員

【事務局】 市民自治部長、市民自治部参事兼共生推進室長、人権啓発センター所長、人権啓発 センター職員、同和・人権・平和課長、同和・人権・平和課職員

### 【議事録確認委員】 喜島委員、寺岡委員

#### **【傍聴者**】 1 名

## 【議題】

- (1) 伊丹市立人権啓発センターの事業及び運営について
- (2) 伊丹市人権教育・啓発白書(令和3(2021)年度事業内容(案))の様式変更について

### 【報告】

- (1) 議事録の公開について(市ホームページ掲載について)
- (2) その他(連絡事項)

#### 【会議内容】(要旨)

委員長: 朝夕が寒くなってきて、コロナが今また感染が拡大しつつある。そういう大変な 時期に集まっていただき、ありがとうございます。

人権教育・啓発推進に関する基本方針が、今年6月に出され、事業についても進めている。この10月29日に、私もここで開かれた人権フェスティバルに参加させてもらった。講演会では、「取り組みの立脚点は差別の実態と問われている基本認識」という演題でお話いただき、とてもわかりやすい話だった。

水平社が創設して今年で100年になる。昔は全国同和教育研究協議会と言っていたが、その大会が、今週末奈良県で開催される。

私も現場にいた時に、同和教育の勉強をさせてもらう機会があった。やはりその 当時から、同和教育を進めるにあたっては、差別の実態や現実、そういうものを起 点にしながら、教育課題を見つけて、それに応じた教育をしていくということで、 勉強をさせてもらった。人権フェスティバルの講師のお話は、この時代に改めてそ ういうことの大事さも話されているし、非常に意義のあるお話だった。

また、11月1日は、差別を許さない都市宣言制定記念市民集会がスワンホールで行われた。毎年思うのは、子どもたちの人権作文の内容が非常に素晴らしい。子どもの感性の豊かさをすごく感じるし、かえって大人が反省させられるというか、自分を見つめる、素晴らしい発表であった。今年は記念講演として、LGBT とジェンダーセクシャリティーそれをめぐる人権課題。講師の方は男性に生まれて、そして今現在女性の弁護士として活動されている方で、自分の体験を通した内容のあるお話であった。私の教育時代はそういう視点は全くなかった。随分しんどい思いをさせた子がいたのだなということを改めて感じた。今学校では、この問題は人権問題ということで、子どもたちがそれに向き合って学習するようにしている。また、伊丹市では、中学校の制服がスカート、パンツの選択制になるといった取り組みをされている。トイレの改修も、多目的トイレということでされている。やはり当事者が今どういう状況に置かれているのかということ、そういうものを周りの者がきちっと捉えていくということが、この問題についても大事である。

伊丹市のマダンも今年開催されたということで、秋は人権に関わる行事が多く、 市民に様々な問題を投げかけて共に考えていく、その課題に取り組んでいくような 季節だなということも感じた。

この推進会議の大きな議題である、当センターで実施している交流や啓発事業だが、このことについて、議題に上げて議論していくということも大きな課題だった。ここ何年かは、別の議題があったために、できていなかった。本日は、一番目の議題としていく。事務局の説明を聞きながら、今後の方向について、様々な意見を交わしていきたい。

それでは、議題に入りたいと思う。伊丹市立人権啓発センターの事業及び運営について、事務局、説明をお願いする。

事務局: (事務局説明)

委員長: 人権センターの事業実施状況について、人権文化、或いは啓発交流事業などの説明があったが各委員、質問、意見はいかがか。

A 委員: 相談が大事だというお話があり、相談のところに、法務局の人権相談が書いてい

るが、例えば、専門家として弁護士相談みたいなのを今後取り入れることは考えていないのか。

事務局: 法務局人権相談と、一番下に記載しているが、法務局が委嘱している人権擁護委員が、土曜日に月 1 回予約制で、当センターで受け付けしていることになっている。その人権擁護委員のメンバーの中に、年間少ないが 2 回ほど弁護士に来てもらう月もある。ただ、センターとして毎月弁護士に来ていただくようなことは、今のところは考えていない。

B委員: 土曜日の予約制にしたのは、土曜日だったら人権擁護委員の中にいる弁護士の先生二人に、どうしてもという時はお願いできるという考えもあった。私が人権擁護委員をしていた時には、相談者が希望すれば弁護士の人権擁護委員にお願いしたこともあった。

市役所では弁護士相談も実施しているが、1週間に1回30分で申し込みが多数あり、人権的な相談だったら人権擁護委員の方でということで実施している。前もって予約していただけるなら、弁護士の人権擁護委員が相談に応じることができる。

委員長: 人権啓発冊子「人権ってなぁに?」の最後のページにふらっと人権センター第2 土曜日、委員が今説明していた通りになっている。もう一つの第3木曜日の市役所 の人権相談の内容も記載がある。相談窓口を広く市民に周知していくということ、 これも大事なこと。市もいろいろ工夫して、様々なところで掲載している。

C 委員: 委託している相談業務の担当させてもらっているが、相談内容の話を聞いて解決 する、そういう綺麗なものはほとんどない。

例えば、相談者の話で、10年前にカラオケで私とその人と3人で映っている写真を見せてくれた。3人の内の1一人が、その写真を相談者の前で捨てたと言う。話を聞いて、もう一人の相手にも言ったら 10年前はこうだったと延々話し出した。喋りたくて、聞いて欲しいんですね。ずっと話をしていて、「私をバカにした」とか、「こんな写真持っている。あんたが写っているから見て。」と言って自慢してくると言う。私は、それ自慢なのかもう一回よく考えようかと伝えた。

自分の心の中の卑下というか、その人に対する何かがあったらしく、またそれを聞くと深くなるので、相手が来てくれて、いろんな話をして、どっちにも私もこれから気を付けるわなという話をして、話をおさめた。次からこうするわとなってくれる時もある。これは、あくまで一例。

人間関係は受け取り方。私も高齢だけど、人の声掛けが、うれしく聞こえる日と、ぐさっと心の中に突き刺さる日がある。1件1件そんなのばかりではないが、 しんどいこともある。

その人は何が言いたかったのだろう。どういう人間関係を理想としているのだろうとか。そういうことも聞きながら、その人の話を聞いて、何かしてあげるではなく、話を聞いて私自身の生き方とか振り返りとか、そこは私の相談業務も、一つのポイントにもしていかないと。私自身もそんな考え方があるなと思うところがある。もめごとの中の伝わることは、結構大事にさせてもらっている。

委員長: 今委員の報告があったのは、この資料の人権文化啓発等委託事業という中の、人権生活相談。その内容のことについての話であった。今回この「伊丹市人権教育・

啓発推進に関する基本方針」では、特に人権相談が非常に大事。人権救済というか、そういうことが強く打ち出されている。私も少しそれに関わっているが、正直言ってなかなか市民のニーズにこたえられるような状況になっていない。これからもっと工夫をしていく必要がある。或いは、C 委員が進めている相談に、一つのヒントがある。そういう意味では、市民の意識調査にしても、困ったことをどこに相談を持っていくかという質問に対し、行政というのがなかなか出てこない。データを見てもそうなっているが、身近な人とかが多い。だからそれを何とか受けられるような相談窓口にしていかなければいけないというのが大きな課題である。

この識字教室というのは、本当に長い間、大事な事業の一つとして行っており、 私も若いときに少し関わらせてもらった。私の時は開催が2回あり、しかも夜7時 からだったが、その当時から比べると、毎週木曜日1時半からと、第4週となって いる。ずっと以前かもしれないがその辺の経緯とか、以前は部落差別によって文字 を奪われた地域の人たちが、何とか自分を取り戻すためにということで通っておら れたが、今もそうなのか、多少変わってきているのか。

事務局: 過去の経緯については、私が赴任した時から今のような状態であった。

過去この部屋で開催するほど参加者が多かった時代があったと聞いているが、実情はどういったものだったのは正直存じ上げない。ただ、今の週1回開催になったということに関しては、おそらく生徒が少なくなってきたからではないかと思う。

C 委員にも相談させていただいたのだが、もともと識字教室の趣旨は、部落差別によって学習できなかった人に文字を学んでもらうということなので、まずこの地域でのニーズがないのか、掘り起しができないかを相談させてもらった。今年度の当初に、自治会に協力していただき、識字教室をセンターで実施しているというチラシを作成し、回覧板を地域限定で回したが、今のところ生徒が増えたということはない。教えていただく先生も、後継者がなかなか見つからないということで、生徒、先生の両方の面で、盛んに実施していた頃よりは、縮小しているような形になっている。

委員長: 事務局から説明があったように、地域の運動を進める人達が、何とか文字を取り 戻そうということで、ここで面談をしたり、どういう方法でやっていこうかという 話をした経験が私にもある。

私がその時ショックだったのは、私と同級生、戦後の教育を受けてきたその同級生のお父さんが、「子どもが来年から入学する。ついては自分の子どもに文字の一つを教えたい」ということで来られていたし、最初はドリルで漢字から勉強するときに、力が入って鉛筆を折りながら書いておられたその光景を思い出す。面と向かって自分をさらけだすことの大変さ、すべてその背景には部落差別の問題がある。

私が学校現場にいた時に、高知の被差別部落出身の人が 60 歳を過ぎて識字に通うようになって初めて覚えた文字で手紙を書いた。その手紙が「夕焼けが美しい」という内容だった。文字を奪い返すことによって、人間性を取り戻すというか、逆に言えば部落差別の厳しさというか、そんなことがあった。その対象者も少なくなってきていると思うが、決してゼロではないと思う。

C委員: 識字の話が出たので、一言。

昔の話になるが、友達から電話がかかってきた内容である。

その人は、学校に行けていなくて、伊丹の会社で瓶を洗う仕事をしていた。上司

が「よく仕事するし、正職にならないか」と言われたが、試験があるということで、とんでもないって言って逃げて帰ってきた話をしていた。それから何年か経ってから、今度は武庫之荘の缶詰工場に行った。パートの仕事をしていて、そこの監督から「よく仕事するし、うちの職員にならないか」と言うので、試験されるなら嫌だと伝えた。試験はないが、検査があると言われ、検査に行った。そしたら目の検査だった。昔の目の検査は文字を見て、その文字を言うというものだった。その人は、検査をすると、字が見えないと言ってしまい、検査は落ちた。

何が言いたいかと言うと、今の我が子みたいに解放学級へ行ったり、学校で出会った人の大切さというのを教えてもらっていたら、私たち字が書けないと言えたら、「そうか」と言ってくれたかも知れないのになという笑い話をした。自分たちは読み書きができないことを限定せずに、この地域の中でもそういう人もいると思うので、識字の視点というか、どういうふうにどういうことを学んでもらいたいのか、識字という文字を書けない人だけという考え方の目的が狭いから、そこを考えていく必要がある。

委員長: ふれあいセンター事業についてはいかがか。

ビリヤードの参加者が、例年 14~15 人で、今年は非常に多くなっているが、何かあるのか。

事務局: 特別な事情がある。サンシティ―ホールが大規模改修に入っており、市民の皆さんが利用できない状況である。そこで活動をされていた、特に囲碁将棋、ビリヤード、その利用者がこちらを利用いただいているということで人数的には増えたように見えているが、大規模改修が終わったら、そちらに戻られる人もいると思っている。

委員長: ぎょうぎ温泉も 10 月末現在で、昨年よりはるかに上回っているということは、 昨年はコロナの影響で少ないのか。

事務局: そのとおりである。昨年が2万843人で、今年は7ヶ月程で1万4,889人であり、利用者がだんだんとコロナ禍以前に戻るような状況になってきている。昨年度については、時短営業をしていた時期もあり、少ない人数になっている。今年度は年度当初からフルの時間で営業しており、営業時間の関係もある。

委員長 人権学習もやっているとのことだが、今年はまだ予定と資料にはある。これはふれあいセンターの2階でしているのか。

事務局 そのとおりである。2 階の利用者を対象に、その場所、もしくは人権啓発センターで開催する年もある。基本的には、ふれあいセンターの2階で実施している。今年は担当の方でどうするか検討しているところである。

委員長: 最後の児童館事業実施状況について、各委員、質問、意見はいかがか。

D 委員: ジョイントクラブについて、地域に学ぶ体験ということで対象は、市内在住の未 就学小学生が対象になっている。この事業はずっと三味線などを熱心にされている と思うが、この周辺の地区以外の地域から参加されている人は、どれくらいいるの か。

事務局: 参加者については、ほとんどがこの近隣の小学校区内の人で、毎年1人ぐらいは 遠方の地区から来られていることもある。

> 子どもたちは1人で通ってくるので、どうしても遠方からっていうのはなかなか 来にくいのかなとは思う。

D委員: 放課後に来るのは難しいのかなと思う。

C 委員: 笹原小学校からも男の子が来ていた。池尻の方は、家の人が協力的で、寒くなったり危なかったら、人権センターで本を読んで待ってもらい、迎えがきて帰っていることもあった。もう大丈夫と家族が思ってからは、子ども1人で帰るようになった。そういう家族の協力もある。

D委員: 他の校区の人にも広報などで知ってもらった方がいいと思った。

事務局: 年度当初に1年間のメンバーが決まってしまうので、年度末に翌年のメンバー の募集をする。市広報に載せて全市から応募するようにしているが、先ほどの事情 もあり、例年ほとんどが近隣の人のみというような状況になっている。

C 委員: 三味線は女の子のイメージが強い。今まで男の子もされている。その子らが、卒業すると、次は大人の三味線クラブがある。そこには、めったに来れないけれど、 来れたと言って来てくれることもある。そういうシステムにしている。

委員長: 他にはいかがか。

E 委員: イベントの方も、おもちゃ作りや読み聞かせ、それから親子遊びに音楽遊び、友達づくりとで、楽しそうなものがあるが、これらを指導される、リーダーシップを取られる人はどんな人がいるのか。

事務局: まずは読み聞かせと音楽遊び、友達づくり、育児相談については、講師にお越しいただいている。おもちゃづくりや、あと親子遊びのようなものについては、こちらで勤めている保育士が指導をしており、読み聞かせも、保育士が練習をして、日頃の絵本読みも保育士もできるように練習しながら継続しているところである。

委員長: 学習交流育成事業の参加者は、PTA 保護者の関係とか、或いは教育関係の方が、 どういう構成になったのかということとか、内容についても特徴的なことがあった らもう少し詳しく教えてほしい。

事務局: 学生交流事業の育成事業のきらり学び舎の方については、参加者は小学校中学校の PTA の母親がほとんどである。子どもたちの人権に関する講座など、担当者が毎回テーマを考えて実施をしている。

ふらっと人権学習会については、子どもたちの保護者を含めた地域の方と、行政 職員や、近隣の保育園小学校の先生方を対象としており、子どもたちの人権を尊重 するような取組をしている。 今年度は先ほど報告したような内容であり、昨年は CAP の方に講師をして頂いている。どちらとも年間3回ほどの開催をしている。

委員長: それでは全体を通していかがか。

A 委員: 私はラスタホールのパソコン講座に関わっているが、ラスタホールはパソコンの 更新の予算がつかなく、壊れたらパソコンが使えない。だんだん持込みたいな感じ になってきている。こちらのパソコン教室は識字と並んで大事な事業だと報告があ ったが、継続してパソコン機器が利用できる予算がついているのか。

事務局: 当センターのパソコン教室で使用しているパソコンについては、リース契約で借りているパソコンである。長期契約をおり、その契約期間が切れると、延長でお借りをして、予算をいただいて更新するというような継続の仕方をしている。

C委員: モニタリング事業に関して、ネットを開けたらどこが部落であるかを出されてしまっている。法務局に言っても止まらない。裁判闘争にもなっている。 モニタリングの時に、ネットの中に許してはならないものが入っていることを毎 回見てくれているということでいいか。

事務局: 定期的に実施している。

C 委員: そこは定期的に法務局と連携してもらわないといけない。やりたい放題になっているのでそこはお願いする。

委員長: 水平社設立 100 年ということで多くの方が差別の問題と関わり、様々な取り組み を実施し進展しているが、もう一方では、委員がおっしゃるとおりネットで情報が 流れている。

> そういう情報に子どもたちも触れる。もちろん一般市民も。部落問題については マイナスイメージが浸透している。そこへそういう情報が入ってくると、その人の 価値観が定着してしまう。

> そういう情報に触れても、きちっと正しい対応ができるように、教育と啓発をこの方針に則って、進歩していくということが大事である。

この議題については、様々な意見をいただいた。人権啓発センターの運営に活かしていただきたい。

それでは次の議題に移る。「伊丹市人権教育・啓発白書 令和3 (2021) 年度事業内容(案)の様式変更について」、事務局、説明をお願いする。

事務局: (事務局説明)

委員長: 白書の内容が大きく変わる。PDCA を入れて、成果と課題を明らかにすると同時に、次年度の方向性を決めていく。作成する側は、非常に厳しい作業になると思うが、我々にとっては非常によく分かる。これも方針に基づいて決定していこうということだと思う。

令和3年度事業内容の白書は3月ぐらいにはできるということか。

事務局: 案作成後、推進会議から書面で意見をいただき、1 月には作成、2 月の第 3 回推

進会議に報告することになると思う。

委員長: 他にいかがか。

意見がないようなので、最後の報告事項で、議事録の公開について、事務局、説

明をお願いする。

事務局: (事務局説明)

F委員: これまでの議事録はどうなるのか。公開請求をすれば見ることができるというこ

とだったのか。公開申請をすれば見ることができたが、今後はネットでも見ること

ができるということでよろしいか。

事務局: そのとおりである。

委員長 今年度から公開で、今までは求められたら公開をしていた。

今回の議事録の案が出来たら、事務局から各委員に発言の確認依頼があるので、

よろしくお願いしたい。

次回は、2月頃を予定している。それではこれにて閉会とする。

令和5(2023)年 1月30日

確認委員 喜島 康弘

確認委員 寺岡 とも子